

2025 年群馬県人事委員会勧告

月例給・ボーナスともに4年連続で引き上げ

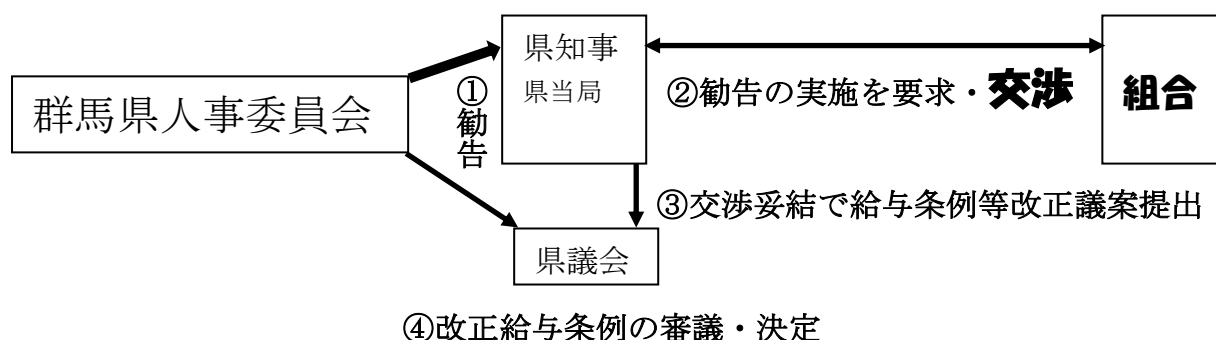
～中堅層以上にも配慮、全体的に給料表を引上げへ～

群馬県人事委員会は 10 月 8 日、県職員の給与改定についての勧告・報告を、知事と県議会議長に対して行いました。

4 年連続で月例給・ボーナスともに引き上げ勧告となり、平均 10,000 円を超える引上げは 34 年ぶりの高水準となりました。（詳細は裏面をご覧ください）

	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年
月例給勧告率	勧告なし	0.17%	0.78%	2.37%	2.98%
ボーナス月数	4.30 月	4.40 月	4.50 月	4.60 月	4.65 月
平均年間給与増減額	-5.8 万円	+4.9 万円	+8.7 万円	+18.7 万円	+21.1 万円

ただし、まだ決まったわけではありません。組合と県当局との **交渉** が必要です。



今後、交渉が始まります。日程は以下のとおりです。

ぜひ、県庁や教育会館に足を運んでいただき、組合への応援をお願いします。

【県当局 VS 県職連】10/22 第 1 回交渉→11/11 第 2 回交渉→副知事交渉

【県教委 VS 高教組】10/24 第 1 回交渉→11/12 第 2 回交渉

→11/19 最終予備交渉→11/20 第 3 回交渉

人事委員会勧告とは？

公務員は労働基本権の制約を受けています。この制度は、その代償措置として、県内民間企業の標準と同レベルの賃金・労働条件を保障しようとするものです。対象となるのは県内地方公務員 19,274 人で、うち高校教育職は 2,918 人と、全体の 15.6%を占めています。

みなさんの率直な声をお寄せください✉

群馬県高等学校教職員組合 TEL:027-231-2784 / Email:ghtu@educas.jp



1 月例給・ボーナスともに4年連続で引き上げ、しかし物価上昇には見合わず

県当局と組合との交渉が妥結すれば以下ようになります。

- ① **月例給** 高卒初任 1.23 万円、大卒初任 1.2 万円の引上げをはじめ、すべての方が 4 月に遡って昇給し、12 月末に差額が支給されます（再任用教員の場合も 9,800 円昇給）。
- ② **ボーナス** 4.6 月→4.65 月に引き上げ。6 月に 2.3 月分が支給されているため、12 月は 2.35 月分が支給されます（来年は夏冬とも 2.325 月分支給予定）。
再任用も 2.45 月と 0.05 月分引き上げられ、6 月に 1.2 月分が支給されているため、12 月は 1.25 月分が支給されます。

2 再任用職員への一時金支給月数は変わらず

再任用職員への期末・勤勉手当の支給月数は正規職員のほぼ半分。県人事委員会に対して正規職員に準じた支給月数となるよう要請してきましたが、勧告はありませんでした。その理由として、定年前と任用の形が異なっていること（再任用制度導入時）、民間の再雇用制度との比較が十分でないこと、給与改定や諸手当の見直し等によって処遇改善が図られていることなどが挙げられました。とはいえ、同一労働同一賃金の原則に立てば、支給月数で正規職員との不均衡が生ずることに納得はできません。引き続き、県当局との交渉で訴えていきます。

3 今後の交渉

県職連（県職労・県教組・企業局労組とわれわれ高教組の 4 つで組織）では 10 月 10 日に知事宛要求書を提出し、県当局との交渉に臨みます。人勤事項以外の要求には以下のようなものがあります。

- ・教職員給与については、教特法・人材確保法の趣旨を踏まえた適切な水準とすること。また、教職員の勤務実態を踏まえ諸手当を増額すること。
- ・時間単位で取得できる休暇について、15 分単位での利用を認めること。

組合には、仲間が必要です

組合は高い組織率があることで、より効果的にその役割を果たすことができます。

あなたもぜひ高教組へ

